

新旧対照表

○神奈川県青少年保護育成条例

新	旧
<p>(罰則)</p> <p>第53条 第31条第1項の規定に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第27条の6第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>(2) 第30条第1項又は第2項の規定に違反した者</p> <p>(3) 第31条第2項の規定に違反した者</p> <p>(4) 第32条第2号の規定に違反した者</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第27条第4項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第27条の2第1項又は第2項第1号若しくは第2号の規定に違反した者</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第53条 第31条第1項の規定に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第27条の6第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>(2) 第30条第1項又は第2項の規定に違反した者</p> <p>(3) 第31条第2項の規定に違反した者</p> <p>(4) 第32条第2号の規定に違反した者</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第27条第4項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第27条の2第1項又は第2項第1号若しくは第2号の規定に違反した者</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>